

# 高齢者虐待の防止のための指針

潟上市地域包括支援センター

## 1 基本的な考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者的人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

潟上市地域包括支援センター（以下「事業所」という。）では、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者の権利擁護に資することを目的に本指針を作成し、全ての職員は高齢者虐待の防止及び早期発見・早期対応に努めることとする。

## 2 虐待の定義

### （1）身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

### （2）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

### （3）心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### （4）性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

### （5）経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 3 虐待防止検討委員会の設置

本事業所は、虐待防止を目的として虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （1）委員会での検討内容

- イ 指針・マニュアル等の整備・更新
- ロ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ハ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

ニ 職員が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

ホ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

ヘ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(2) 委員の構成

地域包括支援センター職員で構成する。なお、委員長は管理者が務め、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を兼ねる。

(3) 委員会の開催について

委員会は、定期的（年1回以上）かつ必要に応じて担当者が招集する。なお、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係の深い場合には、事業所が開催するほかの会議体と一体的に行う場合がある。

4 職員研修の実施

(1) 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。

(2) 研修は年1回以上実施し、新規採用時には必ず実施する。

(3) 研修の実施内容について記録し、保存する。

5 虐待の早期発見のための対応

職員は、家庭内における高齢者虐待は外部からの把握が難しいことを認識し、日頃から利用者の生活状況や身体状況等から虐待の兆候を早期に発見するよう努める。

6 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市へ報告する。緊急性の高い事案の場合には、市関係部署及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

7 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

(1) 虐待対応担当者は、虐待防止に関する措置を適切に実施することとし、管理者があたるものとする。

(2) 虐待等の発生に気づいた職員は、速やかに虐待対応担当者へ報告する。担当者は事業所内で情報共有を行うとともに、市へ報告する。

(3) 虐待等に関する情報の取扱いは慎重に行い、個人情報の保護に配慮しながら適切に管理する。

## 8 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、必要に応じて成年後見制度等について説明し、適切な相談窓口（市関係部署及び市社会福祉協議会等）を案内する等の支援を行う。

## 9 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等に係る苦情相談について、受け付けた職員は内容を管理者へ報告する。
- (2) 受け付けた苦情に対しては迅速に対応し、必要に応じて適切な対応や措置を講じる。
- (3) 受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

## 10 本指針の閲覧について

本指針は常時閲覧可能とし、事業所内に掲示する。

### 附則

本指針は、令和6年4月1日から施行する